

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

当該固定資産の取得価格から、第53条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、車両運搬具並びに器具並び備品は新定額法により処理

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・重要性に乏しいと判断し、計上していない

賞与引当金・・・重要性に乏しいと判断し、計上していない

徴収不能引当金 ①年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及び①以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号3様式)

当法人では、付属明細書にて記載しているため作成していない

(4) 公益事業における拠点区分内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない

(5) 収益事業における拠点区分内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない

サービス区分の内容

本部

生活介護

特定相談支援

障害児相談支援

就労継続支援B型

児童発達支援
放課後等デイサービス

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	37,971,082	0	0	37,971,082
建物	67,632,626	0	0	67,632,626
減価償却累計額 △	-25,187,865	-2,010,636	0	-27,198,501
合 計	80,415,843	-2,010,636	0	78,405,207

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	37,971,082	0	37,971,082
建物（基本財産）	63,552,574	24,191,508	39,361,066
建物附属設備（基本財産）	4,080,052	3,006,993	1,073,059
土地	6,109,691	0	6,109,691
建物	12,584,760	1,669,623	10,915,137
構築物	8,571,697	2,494,902	6,076,795
車両運搬具	10,487,712	8,378,210	2,109,502
器具・備品	7,827,799	5,572,298	2,255,501
無形固定資産	144,000	0	144,000
合 計	151,329,367	45,313,534	106,015,833

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし